

宿泊税の導入について

釧路市

2024(令和6)年8月

1. 宿泊税とは

◆宿泊税とは

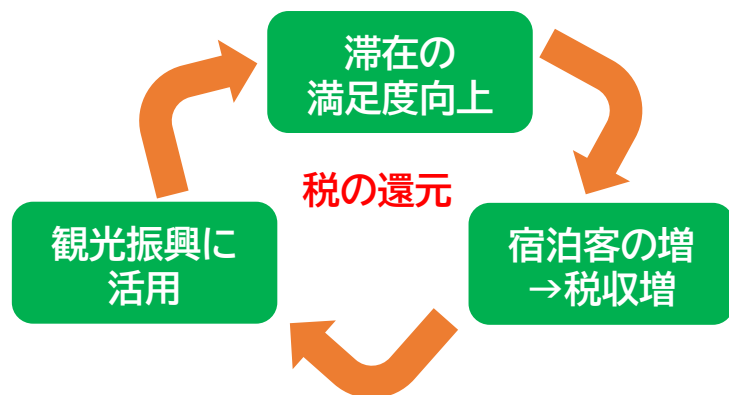
宿泊税は、ホテルや旅館等に宿泊する方に課税される**法定外目的税**で、自治体が独自に導入する税です。
平成14年に東京都で初めて導入されて以来、大阪府や京都市等、複数の自治体で導入が進められており、**北海道**も**令和8年4月**からの導入を目指して検討を進めています。

○法定外目的税とは

- ・ **法定外税**は、**地方自治体が独自に作ることができる税**であり、新設の際には総務大臣と協議の上、同意を得る必要があります。
- ・ **目的税**は、あらかじめその**使い道を特定**した上で課税する税のことであり、宿泊税は各自治体が目的を特定した上で独自に導入する税です。

※現在、宿泊税導入している自治体では、**観光振興を目的**に設定しています。名称も各自治体で設定が可能ですが、全ての自治体が「宿泊税」としています。

※納税義務者は**宿泊客**です。導入済みの自治体では、直接宿泊客から徴収するのではなく、宿泊施設において、**宿泊料金の支払いの際に合わせて宿泊税を徴収**し、自治体へ納入する「特別徴収制度」を採用しています。



※宿泊客に負担いただく税収を活用し、観光地としての魅力やサービスの向上を図ることにより、宿泊客へ還元するほか、地域の宿泊施設や観光、交通、飲食等、様々な事業者へ波及し、観光の振興・地域経済の活性化にもつながります。

2. 宿泊税導入の背景・必要性

◆背景

- ・「観光」を釧路市の経済を支える重要な地域のリーディング産業として釧路市観光振興ビジョンを策定し、施策を推進してきました。
- ・釧路市の観光入込総数は、令和元(2019)年度に530.7万人まで増加したほか、訪日外国人宿泊客延数は、平成30(2018)年度には16万人まで増加しました。
- ・これまで、釧路市観光振興ビジョンに基づき、観光立国ショーケースやA T W Sなど観光振興に向けて、毎年平均7.8億円を投資してきましたが、活用できる財源は少なく、55%の4.3億円が一般財源となっています。

◆コロナ禍以降の環境変化、新たな観光政策

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を経て旅行形態の変化等、観光を取り巻く環境は大きく変化しました。
⇒ ワークেশョンへの関心の高まり、観光レジリエンスの向上 等
- ・また、観光振興における新たな視点が重要となっています。
⇒ 脱炭素の視点、観光地のD X、アドベンチャートラベルの推進、持続可能な観光の推進(SDGsの視点) 等

◆これからの取組

- ・地域のリーディング産業と位置付ける「観光」を更に推進し、交流人口の拡大を進めながら、住民の皆さんにとっても住みやすい環境づくり確保します。
- ・コロナ禍を経た環境変化、課題への対応や、新たな視点による施策をこれまでの取組に加え、進める必要があります。

新たな施策の方向性

受入環境の充実

地域資源の磨き上げと魅力向上

持続可能な観光地づくり

新たな財源の確保が必要

※「第二期釧路市観光振興ビジョン」の中間見直しでは、安定的な観光財源の確保が求められています。

3. 新税の概要

項 目	概 要
税目名	宿泊税（法定外目的税）
税収の使途	釧路市観光振興ビジョンの観光戦略に基づく、観光振興、交流・関係人口の拡大を図る施策に充当
課税客体(課税対象)	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設への宿泊行為 ※下宿は対象外
課税標準	宿泊数（宿泊日数×税率）
納税義務者	宿泊者 ※徴収方法は特別徴収(特別徴収義務者：各宿泊施設の経営者)
税 率	一律定額制 1人1泊につき 200円
非課税事項 (課税免除・免税点)	課税免除：修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は免除とする。 ※宿泊料金に応じた免税点は設けない。 ※スポーツ合宿等については免税せず使途で支援策を検討します。
税収規模	約3億円（200円×150万人泊）
特別徴収 義務者交付金	※税を徴収する宿泊施設への手数料を交付 導入当初5年間は、3.0%、それ以降は2.5% ※交付率は先行自治体と同程度とし、総務省協議等の状況等を踏まえ設定します。
徴税開始	令和8(2026)年4月
制度の見直し	導入後も上記制度の内容について、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜検証・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

4. 使途のイメージについて

宿泊税は以下の**3つの方向性**に基づく施策に活用します。以下は、**現段階で想定されるものを例示**したものです。

観光を取り巻く状況の変化、求められる施策は常に変化しているため、数年先の使途の可能性を狭めることなく、**柔軟に対応**できるよう、**活用する事業は毎年度検討し、決定します。**

それぞれの方向性のうち、「移動利便性の向上」「アドベンチャートラベル(AT)、高付加価値化の推進」「DMO・DMCの体制強化」の3点については、**当面の間、重点的に**取り組みます。

使途① 受入環境の充実

○【重点】移動利便性の向上



■実態調査・データ分析、キャッシュ化、多言語化 等

○宿泊施設等の受入環境整備支援

・宿泊施設等の環境整備への支援



■キャッシュレスの導入支援 ■バリアフリー化の支援

○地域におけるおもてなし力の向上

・観光案内機能の充実（外国人旅行者対応等）



■案内看板のリニューアル・多言語化 ■観光案内機能の充実

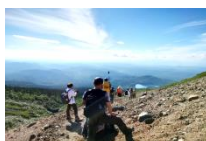
○観光施設、文化・スポーツ施設の魅力づくり

・施設の利便性向上（施設・備品の整備 等）

使途② 地域資源の磨き上げと魅力向上

○【重点】アドベンチャートラベル(AT)の推進

・AT専門人材の配置等



■ATツアー誘致・受入
（高付加価値旅行）



■AT専門人材の確保
（外国人旅行者対応）

○釧路の食や地場産品の魅力創出

・食の魅力発信、メニュー開発 など



○釧路川リバーサイドや阿寒湖温泉等の滞在型まちなか観光の推進

・滞在日数を高める「まちなか」の整備 など
■まち歩きの魅力向上 ■滞在・体験型観光の推進



○夜の滞在型観光の推進

・夜間景観の魅力向上、夜型コンテンツの開発

使途③ 持続可能な観光地づくり

○【重点】DMO・DMCの体制強化

・DMO・DMCの人材確保・育成 など

＜市内のDMO＞

（一社）釧路観光
コンベンション協会
NPO法人阿寒観光協会
まちづくり推進機構



＜市内のDMC＞
阿寒アドベンチャーリズム
株式会社

○観光政策データの整備充実と分析力の向上

・独自の消費データの収集・分析 など

○災害等の不測事態への備え

・一定額を基金に積立てる。
→災害時の復旧支援や需要回復対策等に活用

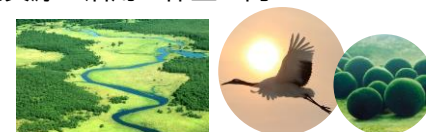


○観光業界の人材育成・確保

・ガイド人材の確保・育成 など

○サステナブルツーリズムの推進

・観光資源の活用と保全の両立



使途④ その他 税導入に係る経費（徴税費用）

- ・宿泊事業者への徴収手数料等（特別徴収義務者交付金、システム導入経費の支援 など）
- ・市のシステム導入経費、人件費、事務費
- ・周知、広報に係る経費 など